

事 務 連 絡
令和元年 9 月 13 日

各都道府県旅行業法事務担当課 御中

観光庁参事官（旅行振興）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う旅行業法、旅行業法施行規則及び旅行業法施行要領の改正について

旅行業の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律
の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、別添新旧対照表のとおり旅行業
法、旅行業法施行規則が改正され、令和元年 9 月 14 日に施行となります。

本改正により、旅行業法及び旅行業法施行規則において、成年被後見人等の欠格条項が見直さ
れ個別審査規定へと適正化されるとともに、同規則において、旅行業者代理業者及び旅行サービ
ス手配業者について心身の故障により認知等を適切に行うことができなくなった場合の届出に関
する規定が設けられております。また旅行業法施行要領においては、別添新旧対照表の通り、旅
行業法施行規則の改正に合わせて改正をするとともに、一部形式面での修正を行っております。

各都道府県の旅行業法事務御担当者様におかれましては、登録事務の円滑かつ適正な実施のため
に、各都道府県で使用しているマニュアル等についても所要の改訂をお願いいたします。

なおご不明点につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 観光庁参事官（旅行振興）

電話番号 03-5253-8329